

2. 個別プロジェクト研究

1) ガバナンス部門(部門責任者)

常本照樹 (教授・憲法)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

継続して国及び自治体によるアイヌ政策の作成・実施過程に関わっており、その中でこれまで学んできた統治とデモクラシーに関わる諸理論の通用性、妥当性を再検討している。とりわけ、内閣官房と各府省の関係、内閣官房長官、副長官、副長官補が統治過程において持つ「権威」と予算を持つ事業官庁の「実力」の関係について注目するとともに、アイヌ民族という絶対的マイノリティの利益をデモクラシーの中で実効的に実現する方途について考え続けているところである。2020年という時限を切られる中で、国立博物館及び国立公園等の設置について、複数の省庁による相互牽制とアイヌ民族の中での様々な集団の確執を調整しながら、その実現を図るという極めて困難かつ興味深いプロセスを観察することができ、またそれに止まらず、ステークホルダーとして関わるという貴重な経験をする事ができている。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

それぞれの国及び民族の実状に応じた先住民族政策の追求という観点からアイヌ政策をとらえた研究報告を台湾の国立東呉大学主催の国際シンポジウムにおいて、また、民族政策の中でもとりわけ重要な教育課題、なかでも学校教育の問題について台湾の国立台湾師範大学及び国家教育研究院共催の国際シンポジウムにおいて、それぞれ報告した。また、先住民遺骨の返還について制度及び実務の両面でユニークなハワイ先住民の経験をモロカイ島において調査し、その成果の一部をアイヌ民族遺骨の地域返還の制度設計に反映させた。

その他(教育活動ほか)

法科大学院における3年課程の憲法Ⅰ、Ⅱの授業、研究大学院の憲法演習、法学部の2年次演習及び全学教育の日本国憲法の授業を担当した。また、11月から札幌市人事委員会委員長に就任し、とりわけ勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に係る審査請求に対する裁決といった準司法的権限を行使するなかで、紛争の法的解決という課題の現実的重さを実感している。

論文

| 論文標題 | 雑誌名 | 発行年 | 頁 |
|--------------------------------|-------------------------------|------|---------|
| 国籍法違憲判決——平等判例における違憲判断と救济方法の到達点 | 長谷部恭男編『論究憲法——憲法の過去から未来へ』(有斐閣) | 2017 | 249-263 |

学会発表

| 発表課題 | 学会等名 | 年月日 | 発表場所 |
|-----------------------|------------------|------------|------|
| 作為先住民族政策之愛努族政策 | 第二屆民族法國際學術研討會 | 2017.6.28 | 台北 |
| 日本偏遠地區教育暨愛努民族教育之現狀與課題 | 偏鄉學校教育與教學創新國際研討會 | 2017.10.21 | 台北 |